

■ 寺町通り再生事業の取り組みについて (大津市中心市街地活性化協議会への報告と依頼)

2008.7.3

1. 平成20年度に取り組む事業について

平成20年度においては、来年度より事業実施を行うための事業計画を作成する。事業計画の作成にあたっては、専門家のアドバイスを受けながら、大津駅前商店街振興組合と寺町自治会で組織している「寺町通り活性化委員会」により進めます。

今年度進めている計画等は以下の通りです。

・ファサード整備計画作成

寺町通りに面する建物の外観統一のため、現状調査を実施するとともにガイドラインを作成し、各建物の修景プラン作成及び概算費用を算出するため個別相談を実施します。

・コミュニティ施設整備計画作成

来街者の利便性を高めるとともに、寺町自治会や商店街の集会所やイベント広場等の地域の拠点となるコミュニティ施設を整備するための計画を作成します。

・テナントミックス事業計画作成

集客力のある店づくりを支援するため、既存店のリニューアルや新規テナントの誘致を含めた商店街としての魅力向上を図るテナントミックスの計画を作成します。

・道路整備計画作成

平成21年度より滋賀県が実施設計に入る道路整備について、地元の合意形成とともに、整備の基本的な方向性を示す基本計画を作成します。

2. 現在の取り組み状況について

- ・ 寺町通り活性化委員会 (月1回程度開催)
- ・ 寺町通り活性化決起集会の開催 (商店街総会にて実施)
- ・ 寺町通り沿いの建物所有者及びテナントへの事前個別相談の実施 (45件程度)
- ・ まちづくりニュースの発行 (現在8号まで発行)

3. 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣制度の活用について (依頼)

寺町通り再生事業を進めるにあたり、(独)中小企業基盤整備機構が行っている「中心市街地商業活性化アドバイザー派遣制度」の活用を検討しています。

派遣費用については中小機構が負担しますが、一部利用者負担については、全額商店街が負担します。

制度活用については、「大津市中心市街地活性化協議会」を通じて申請することになるので、この場での承認をお願いします。

事務手続きについては、協議会事務局である(株)まちづくり大津と、詳細を検討したいと考えています。

平成20年度版

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣制度のご案内

こんなお悩みをお持ちの中心市街地の方に、機構登録の専門家が適切にアドバイスを行います。

魅力あるまちを作りたい！
協議会を設置したいけどどうしたらいいの？
協議会が設置されたもののなかなかうまく運営出来ない。

■■中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)制度とは■■

中心市街地の活性化に関して悩みを持つ中心市街地活性化協議会(立ち上げようとする組織・団体を含む)に対して、実務知識、ノウハウを持つアドバイザーを派遣する公的サービスです。

10人・日まで無料

- ・派遣累計日数が10人・日まででは派遣に係る費用を中小機構が負担します。
- ・11人・日から報酬の一部(1日あたり16,700円)が利用者負担になります)

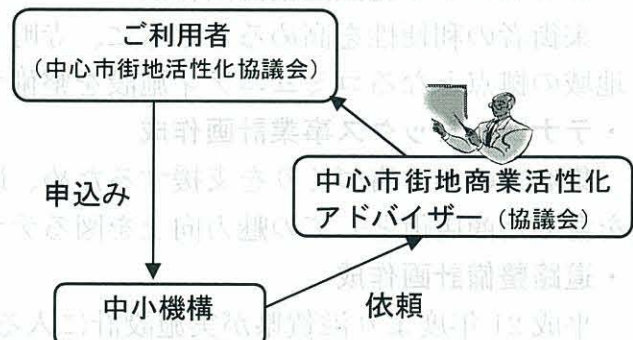
年間120人・日までご利用が可能

- ・年間で最大120人・日までご利用できます。

専門家が対応

- ・中心市街地の活性化に関して様々な知識・経験・ノウハウを持つスペシャリストを派遣します。

■■派遣のしくみ■■



■■ご利用できる方■■

- ①中心市街地活性化協議会
- ②中心市街地活性化協議会を立ち上げようとする組織・団体
(例:商工会議所・商工会、まちづくり会社 等)

■■申込方法■■

別添申込書にご相談内容及び希望アドバイザー等、必要事項をご記入の上お申込みください(派遣の内容・方法等については、お気軽に下記あてご相談ください)。

制度の詳しい内容や手続方法等につきましては、次ページ以降の各項目をご覧ください。

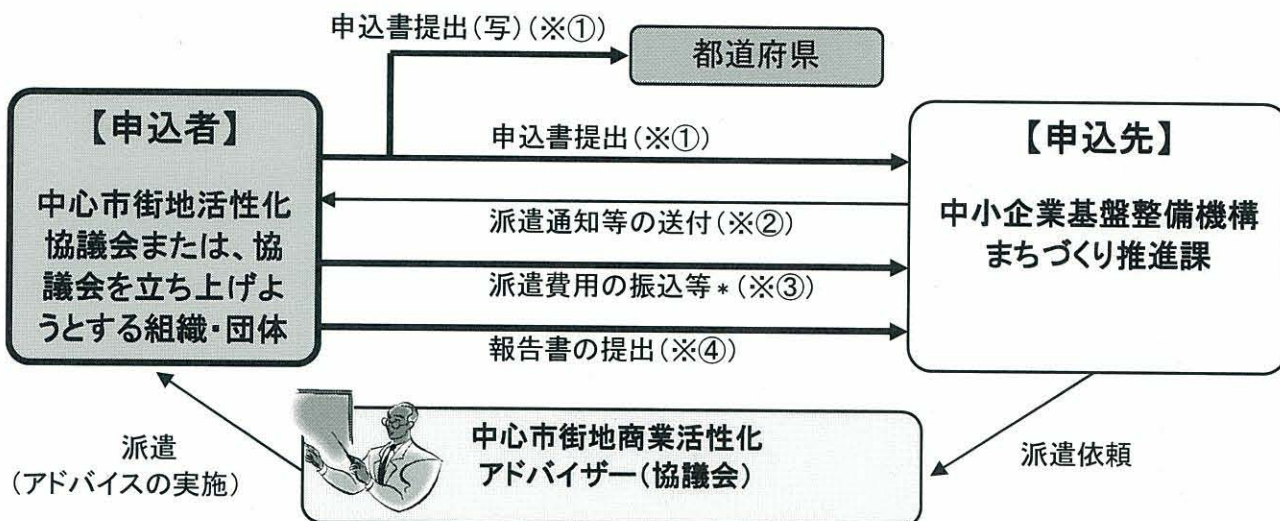
派遣申込みと同時に都道府県担当課に派遣申込書(写)をご送付してください。

お問合せ
はこちら

中小企業基盤整備機構 地域経済振興部 まちづくり推進課
〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
TEL 03-5470-1632 FAX 03-5470-1178
URL <http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/>

Ⅲ. 中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣の申込手続き

中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)の派遣を申し込まれる場合の手続きは、次のとおりです。



* 上記③については、年間の派遣日数が10人・日を越える場合の手続となります。

※① 申込み手続き(協議会→中小機構)

派遣申込者は、次の書類全てに必要な事項を記入し、中小機構に送付して下さい。なお、派遣申込みと同時に都道府県担当課に派遣申込書(写)を必ず送付して下さい。

(初回申込み時に必要な書類)

- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣申込書」(様式第1)
- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣希望月報」(様式第2)
- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)年間利用計画書」(様式第3)
- ・「中心市街地活性化への取り組み状況説明書」(様式第4)

(2回目以降申込み時に必要な書類)

- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣申込書」(様式第1)
- ・「中心市街地商業活性化アドバイザー(協議会)派遣希望月報」(様式第2)

※② 派遣通知及び受益者負担振込依頼書(中小機構→協議会)

中小機構は、アドバイザー選定後に派遣申込者に対し、「派遣通知書」(様式第7)を送付して、アドバイザーの派遣予定についてご連絡いたします。同時に、一の協議会に対する派遣累計日数(実働日)が10人・日を越える場合には、「振込依頼書」(様式第8)を送付します。

※③ 振込(協議会→中小機構)

受益者負担が発生する場合は、振込依頼書の金額等を確認し中小機構へ振り込んでください(この場合、振込手数料は申込者負担となります)。また、誠に恐縮ですが、事務の迅速化を図るため「振込依頼書」(様式第8)に振込日、振込銀行を記入し、振込み控えを添付の上、中小機構あてFAXして下さい。なお、振込は原則として派遣開始日の7営業日前(土日、祝日を含めません)までに行ってください。

※④ アドバイス内容報告(協議会→中小機構)

申込者は、アドバイス終了後「アドバイス内容報告書(アンケート)」(様式第12)にアドバイスを受けた日時、内容等を記載し、速やかに電子メール(送信先: machi-ad1@smrj.go.jp)または郵送いただきますようお願いいたします(報告書の様式は中小機構HP(<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/advice/>)からダウンロードして下さい)。

中小機構HP(トップページ) > 経営支援 > 高度化事業への支援 > アドバイザー派遣事業

